

(公印省略)

総評行第 110 号  
平成 30 年 7 月 18 日

厚生労働省保険局長 殿

総務省行政評価局長

健康保険料と国民健康保険料の二重払いの解消  
(あっせん)

当省では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 15 号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、「厚生年金保険及び健康保険の加入（平成 29 年 8 月）に伴い、平成 27 年 10 月から 29 年 7 月までの健康保険料を遡って年金事務所に支払った。同事務所から、同期間の国民健康保険料は申請すれば還付されると説明を受けたので区役所に申請したところ、還付できるのは 2 年度分（平成 28 年度及び 29 年度）であり 27 年度分は還付できないという。健康保険料の徴収は加入月から行うのに、国民健康保険料の還付は年度単位となっているようであるが、保険料の二重払いはおかしいので、解消してほしい。」との申出がありました。

この申出を受け、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取するなどして検討した結果、当局としては、下記のとおり、健康保険料と国民健康保険料の二重払いを解消する必要があると考えますので、御検討ください。

なお、これに対する貴省の措置結果等について、平成 31 年 1 月 18 日までにお知らせください。

記

1 制度の概要等

(1) 健康保険の資格取得及び国民健康保険の資格喪失

健康保険の被保険者は、適用事業所に使用されるに至った日又はその使用される事業所が適用事業所となった日から被保険者の資格を取得するこ

ととされている（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。）第 35 条）。

また、国民健康保険の被保険者は、健康保険の被保険者となった日の翌日から、その資格を喪失することとされている（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「国保法」という。）第 6 条第 1 号及び第 8 条第 1 項）。

## (2) 健保法及び国保法における保険料の納付

健康保険においては、保険料を毎月、翌月末日までに納付しなければならないとされ（健保法第 164 条第 1 項）、保険料徴収権の消滅時効は当該納期の翌日から起算して 2 年とされている（健保法第 193 条第 1 項）。

一方、国民健康保険においては、保険料を確定する処分である賦課決定について、当該年度の初日（4 月 1 日）を基準として年度単位で行うこととされ、保険料徴収権の消滅時効は 2 年とされている（国保法第 110 条第 1 項）。

## (3) 国民健康保険料の還付

市町村が国民健康保険料の還付を行う場合、本来納めるべき保険料の額を確定させるため賦課決定（減額賦課）の手続を行う必要がある。一方で、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）により国保法の一部が改正され、賦課決定の期間制限の規定（国保法第 110 条の 2）が設けられたことにより、各年度の最初の保険料の納期（通常 6 月末頃）の翌日から起算して 2 年を経過した日以後は賦課決定できないこととされている。なお、健保法にはこのような賦課決定の期間制限の規定はない。

本件申出については、相談者は平成 27 年 10 月から健康保険の被保険者資格を有していたため、同月以降の健康保険料を遡及して徴収された。その一方、これまで納付していた同月以降の国民健康保険料については、区役所に被保険者資格の喪失の申請を行った 29 年 8 月時点において、遡及して賦課決定（減額賦課）を行うことが可能な 28 年度分及び 29 年度分の国民健康保険料のみが還付された。しかし、平成 27 年度に係る国民健康保険料は、当該年度の最初の保険料の納期（6 月末）から 2 年を経過していたため区役所は賦課決定（減額賦課）を行うことはできず、還付されなかったものと考えられる。

## 2 厚生労働省の意見

### (1) 国保法第 110 条の 2 の規定（賦課決定の期間制限）が設けられた経緯

従来、介護保険においては、保険料徴収権の消滅時効が2年であることに鑑み、減額可能な期間についても2年と解していたところ、2年より遡って減額し還付すべき（無制限に遡及可能）とする判例（介護保険料減額更正請求事件判決（平成23年（行コ）第30号（確定）））が出たことを踏まえ、介護保険と同様の法律構成になっていた国民健康保険においても

- ・ 判決の趣旨に従うと2年を超えて無制限に過去に遡って減額賦課が可能な状態となっていること、
- ・ 国民健康保険財政を安定的に運営するためには保険料に係る権利義務関係を早期に確定させる必要があること、
- ・ 保険料の徴収権に係る消滅時効が2年間であることとの均衡を図る必要があること

を踏まえ、国民健康保険料の賦課決定について介護保険と同様に2年の期間制限を設けることとした。

(2) 本件申出が生じた原因について

事業所には社会保険への加入義務があるところ、本件においてはその義務を怠ったことにより、遡及して社会保険に加入することとなったため、本件相談者は遡及によって健康保険の資格を取得しかつ国民健康保険の資格を喪失することとなった。

これに伴い、前述の規定により健康保険料の徴収及び国民健康保険料の還付を行ったところ、納付された保険料の算定の基礎となる期間が重複したものである。

なお、本件申出における問題に関連して、厚生労働省としては未適用事業所の加入指導に取り組んでいるところである。市町村における国民健康保険の窓口においても、就労状況を確認した上で社会保険の適用の可能性がある場合は、年金事務所に情報提供し未適用事業所の加入指導を行うなど、社会保険の適用促進に関する取組を一層進めてまいりたい。

(3) 現行の制度において、本件申出のように、健康保険への加入・遡及しての健康保険の保険料の支払に伴い、国民健康保険料が還付されない期間が生じることへの対応方針について

現在検討中である。

(4) 何らかの措置を講ずる場合の措置のレベルについて

本件申出のような事案が制度的に生じないように措置を講ずる場合、国保法の改正が必要となる。

### 3 改善の必要性

#### (1) 行政苦情救済推進会議の意見

健康保険料と国民健康保険料の二重払いの解消について、行政苦情救済推進会議に諮ったところ、次のような意見があった。

- ① 国民健康保険料が還付できない期間が生じてしまうことについては、厚生労働省に対応を求めることが合理的である。
- ② 同様の事案が今後生じないよう、国民健康保険と健康保険の制度間での齟齬<sup>そご</sup>を解消すべき。
- ③ このような事案が生じている実態を踏まえ、制度を改正するまでの当面の間の対応も求めるとともに、留意すべき事項を実際の窓口になっている関係機関に注意喚起し、周知する必要がある。
- ④ 国民健康保険と健康保険の間の切替えに伴う医療費の精算・還付などの一連の事務手続を変更することは制度論としては難しいと思うが、国民負担を考慮し、もう少し便宜的にできないか。

#### (2) 当局の意見

(1)の行政苦情救済推進会議の意見を踏まえて、当局が検討した結果、厚生労働省は、次の措置を講ずる必要がある。

国民健康保険から健康保険に遡及して加入した被保険者について、国民健康保険料の還付を受けられない期間が生じている被保険者がいる実態を踏まえ、国民健康保険料の還付を受けられない期間が生じないよう、関係法令の改正について早急に検討を行うこと。

また、制度を改正するまでの間、現に国民健康保険料の還付を受けられない期間が生じている被保険者に対する必要な措置を検討し、当該措置を関係機関に対し周知すること。